

北海道告示第11001号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年7月15日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出回数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 米産地育成総合対策事業（水田作物需要創出・拡大整備支援事業）</p> <p>水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化の取組や国産原材料への切替えのために必要となる施設を整備する取組に必要な経費を支援する。</p>	<p>GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者</p>	<p>補助対象者が次に掲げる輸出拡大や国産シェア拡大に向けた施設の整備を行う場合に要する経費</p> <p>(1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設</p>	<p>1/2以内 ただし、実施計画の1年度当たりの補助金の上限額は、1計画当たり6億円とする。</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出回数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>2 道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業</p> <p>道内畜産物の輸出拡大に向けて、畜産物の生産者等、食肉処理施設等、輸出事業者の3者を構成員とする「畜産物輸出コンソーシアム」の設立・運営等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>畜産物の生産者等、食肉処理施設等（食肉処理施設、食鳥処理施設又は乳業者）、輸出事業者の3者を構成員とするコンソーシアムであり、畜産5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品）のいずれかを対象として輸出促進に取り組むもの</p>	<p>補助対象者が次に掲げる道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を行う場合に要する経費</p> <p>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援 (2) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組</p>	<p>(1) 定額 ただし、10,000千円/コンソーシアム（牛肉の場合は20,000千円/コンソーシアム）を上限とする。</p> <p>(2) 定額 ただし、令和3年1月28日以降の牛のと畜頭数に応じて5,500円/頭であり、令和元年度のと畜頭数を上限とする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出回数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局畜産振興課</p>		